

山運輸第426号の2
令和7年12月25日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

山形運輸支局長
(公印省略)

一般乗用旅客自動車運送事業の冬期割増を適用することができる期間
及び地域の指定について

標記について、東北運輸局長より別添のとおり通知がありましたので、了知願
います。

東自旅二→各支局

【機密性2】
20251222_東自旅二_通達・公示_常用

東自旅二第1254号の2
令和7年12月22日

山形運輸支局長 殿

東北運輸局長

一般乗用旅客自動車運送事業の冬期割増を適用することができる
期間及び地域の指定について

標記について、別添のとおり公示することとしたので了知するとともに貴支局掲示板等に掲示されたい。

また、関係団体等に対し周知を図り、事務処理上遺漏のないように取り計らわれたい。

公 示

公示第 88 号

一般乗用旅客自動車運送事業の冬期割増を適用することができる期間及び地域の指定について

平成14年1月15日付け東北運輸局公示第85号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」記1. (3) 口 ③により、冬期割増を適用することができる期間及び地域を定めたので、下記のとおり公示する。

令和7年12月22日

東北運輸局長 吉田 昭二



記

冬期割増を適用することができる期間及び地域は次のとおりとする。

1. 冬期割増を適用することができる期間

(1) 12月1日から翌年2月末日まで

2. 冬期割増を適用することができる地域

(1) 青森地区

附 則

本公示は、令和8年1月28日から適用する。